

名古屋市国際交流活動助成

外国人と日本人の交流イベント・国際協力事業・日本語教室など

令和8年度に実施する国際交流・多文化共生推進活動に対し

最大 **15万円** を助成します！！

姉妹友好都市・パートナー都市(締結分野)関連事業は最大 **20万円**！

募集期間

令和8年4月1日(水)

～ 令和8年4月30日(木) 必着

<助成金額>

- 国内事業：助成対象経費^{*}の合計額の2分の1以内
- 海外事業：助成対象経費^{*}の合計額の3分の1以内

^{*} それぞれに限度額あり。詳細は裏面 Q3 参照。



助成金交付
までの流れ

① 申請

② 審査

③ 助成(不)交付決定通知書の発送

④ 事業実施

⑤ 事業報告

⑥ 助成金交付

- 申し込み受付後、審査を行い、助成団体・金額等を決定します。全体の申込件数や活動内容などにより、助成できない、または、助成金が申請額を下回る場合や、助成するにあたって条件を付けさせていただく場合もあります。
- 助成金を支払うのは、事業実施後、領収書等を添えた事業報告書を提出いただいてからです。事前には支払われませんので、ご注意ください。

詳細は名古屋市公式ウェブ
サイトをご覧ください！

市公式ウェブサイト

国際交流活動助成 × サイト内検索



<申し込み・お問い合わせ先>

名古屋市総務局総合調整部国際課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

TEL：052-972-3062 FAX：052-972-4112

E-mail：a3061@somu.city.nagoya.lg.jp

Q1. 対象団体は？

- A. 以下のすべてを満たす、市民レベルの団体
- ・主に名古屋市内で活動していること
 - ・令和7年4月1日の時点で、結成後1年以上経っており、昨年度1年間に国際交流活動実績があること
 - ・規約等があり、団体の名称・所在地・活動目的が明確であること
 - ・会計責任者がおり、会計経理が明確であること
 - ・営利・政治・宗教を目的としていないこと
 - ・基本的に、希望者は誰でも入会できること
 - ・会員の中に暴力団員等がないこと

Q2. 対象事業は？

- A. 以下のとおり
- ・国際的な人物交流活動
 - ・市民の国際理解を推進する普及啓発活動
 - ・多文化共生を推進する活動
 - ・国際的支援活動／国際協力活動 など
- ただし、公序良俗に違反する事業、営利目的、政治的又は宗教的活動等に関する事業、チャリティー活動（募金、寄付、バザーなど）、団体の会員等特定の参加者のみを対象とした事業は対象外です。

Q3. 対象経費は？

- A. 対象となる経費は以下のとおり。ただし、助成対象経費の合計が6万円未満（海外での事業は9万円未満）のものについては助成を行うことができません。

対象経費	限度額	
① 会場使用料	30万円	事業実施当日に使用するもの（施設付属備品使用料等含む）
② 講師謝礼	5万円（1人1日当たり）	国際交流の推進のために必要と認める内容であり、単なるパフォーマンスではなく、「教える」役目を果たしていること
③ 通訳料	3万円（1人1日当たり）	日本語・外国語間の通訳
④ 保険料	2万円	ボランティア活動保険料・ボランティア行事用保険料など ※興行中止保険は対象外
⑤ 印刷経費	30万円	チラシ・ポスター・パンフレット印刷、教科書製本費、コピー代など ※ウェブ広告などの非印刷物は対象外
⑥ 海外運送費	30万円	事業に必要な物の海外との輸送にかかる費用
⑦ 通信経費	10万円	郵送・宅配便代など ※切手等の金券類購入不可
⑧ 消耗品費	10万円	消毒液など感染症対策に係るもののみ
⑨ 教材費	5万円	テキスト（書籍）
⑩ バス借上料	8万円（1台1日当たり）	事業の実施のために必要不可欠である場合のみ。

※助成対象事業のみ使用可能で、他事業（翌年度に実施の同事業を含む）への流用はできません。

※第三者（団体の会員・共催団体等の関係者以外）が発行した領収書が必要です。

あて先は団体名、但し書き等で何の経費が分かるような領収書を提出してください。

※国や県などからも助成を受けている場合、国などの助成金額を、対象経費の合計額から引きます。

Q4. 申請時に必要な書類は？

- A. 以下のとおり
- ・活動助成申請書（様式 1-1）、事業計画書（様式 1-2）、収支予算書（様式 1-3）
 - ・団体の規約、役員名簿（代表者、会計責任者がわかるもの）
 - ・申請団体についての資料（設立年月日、目的、これまでの活動概要、会員数がわかるもの）
 - ・申請事業の開催要項、プログラム、ちらし（案も可）等

